

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第二十三号

平成二十七年六月十七日(水曜日)

午前八時五十分開議

出席委員

委員長 江田 康幸君
理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君
理事 田中 良生君 理事 三原 朝彦君
理事 八木 哲也君 理事 中根 康浩君
理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君
青島 周平君 穴見 陽一君
井上 貴博君 石川 昭政君
大見 正君 岡下 昌平君
梶山 弘志君 勝俣 孝明君
神山 佐市君 黄川田仁志君
佐々木 紀君 塩谷 立君
白石 徹君 関 芳弘君
武村 展英君 富樫 博之君
野中 厚君 比嘉奈津美君
福田 達夫君 細田 健一君
宮崎 政久君 若宮 健嗣君
神山 洋介君 近藤 洋介君
篠原 孝君 田嶋 要君
渡辺 周君 落合 貴之君
木下 智彦君 國重 徹君
藤野 保史君 真島 省三君
野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君
經濟産業副大臣 山際 大志郎君
經濟産業大臣政務官 関 芳弘君
(内閣官房内閣審議官) 向井 治紀君
(政府参考人) 黒澤 利武君
(經濟産業省大臣官房審議官)
(政府参考人) 谷 明人君
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 菅原 郁郎君
(經濟産業省經濟産業政策局長)
政府参考人 宗像 直子君
(經濟産業省貿易經濟協力局長)
政府参考人 富田 健介君
(經濟産業省商務情報政策局長)
政府参考人 健介君
(資源エネルギー庁資源・燃料部長)
政府参考人 住田 孝之君
(資源エネルギー庁電力・ガスターム部長)
政府参考人 多田 明弘君
(中小企業庁次長) 小林 利典君
政府参考人 梶原 成元君
(環境省地球環境局長) 乾 敏一君
經濟産業委員會専門員

委員の異動
六月十七日
補欠選任
宮崎 政久君
比嘉奈津美君
同日
補欠選任
比嘉奈津美君
同日
補欠選任
青山 周平君
同日
補欠選任
宮崎 政久君

六月十七日
官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(參議院送付)
同月十六日
直ちに原発ゼロを求めることに關する請願(堀内照文君紹介(第二〇八四号))

即時原発ゼロに關する請願(島山和也君紹介)(第二一八九号)
同月十七日
即時原発ゼロを求めることに關する請願(志位和夫君紹介)(第二三二一〇号)
即時原発ゼロに關する請願(志位和夫君紹介)(第二三二一一号)
同(島山和也君紹介)(第二三二二二号)

原子力発電所の稼働の是非に關する國民投票の実施手続を定める法律制定に關する請願(玉城デニー君紹介(第二六九六号))
は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件
政府参考人出頭要求に關する件
貿易保險法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

○江田委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、貿易保險法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、經濟産業省大臣官房審議官黒澤利武君、經濟産業省大臣官房審議官谷明人君、經濟産業省貿易經濟協力局長宗像直子君、經濟産業省商務情報政策局長富田健介君、資源エネルギー庁資源・燃料部長住田孝之君、資源エネルギー庁電力・ガスターム部長多田明弘君、中小企業庁次長小林利典君及び環境省地球環境局長梶原成元君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡下昌平君。

○岡下委員 自由民主党の岡下昌平でございます。
実は、大臣がいらつしやる前での質問は初めてなので大変緊張しております。ぜひ、その点、加味していただいて、御答弁いただけたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

きょうは貿易保險法改正についての質問なんですけれども、昨年四月に貿易保險法は制度の大改革が行われました。まず、戦争やテロによる事業の中断で発生する人件費、貨物の保管費などを貿易保險の対象にすること、そして、海外で日本企業が参加する大型プロジェクトに日本の銀行の海外支社や外国の銀行が融資をする際、貿易保險の対象とすること、さらには、中小企業が外国企業と取引する際、民間の損保会社とNEXIが連携し、保險を掛けることなどが法律に盛り込まれ、昨年十月一日から施行されております。

そして、今回の法改正は、特別会計改革、独立行政法人改革の一環で、日本貿易保險、NEXIを一〇〇%政府出資の株式会社にし、貿易再保險特別会計を平成二十八年度末までに廃止するための改正であります。
今回の法改正につきましては、特殊会社とはいえ、株式会社にするのにNEXIの資金調達に困難な場合、政府が必要な財政上の措置を講ずるなど、国の関与が強過ぎるのではないかという意見もあると伺っております。独法改革はせざるを得ませんけれども、形だけ株式会社にして中身は今ままで変わらないというのでは意味がないと思ひ

これは、一般の会社ならどういふふうにやっているか。損害保険会社、これは非常に難しい計算をしております。ここが確立されているかどうか。

その経営として、その会社が健全であるかどうかということが、指標として何らかの形をとっているけれども、それが確立されているかどうかというところ、私はそこはまだ疑わしいとは思いつつも、今一般的と言われているのが、ソルベンシーマージン制度という形で、その会社が持つべきような自己資本と、それから引き受けの総額ポジション、そこを割合に当てはめて係数を掛けて、大体二〇〇以上の数値が出ているようなところであれば健全だろうといひながら、リーマン・ショックのときに、二〇〇以上のものでもばたばた潰れていますから、それが正しいかどうかはわからないけれども、一般的にはそういうふうな指標がつけられている。

では、この会社、この会社というのか、今まで独法としてやってきた中で、そんなことをやっていたかというところ、聞いてみると、今までなかったと言っています。先ほど落合委員から質問があったところで、責任準備金をどれくらい持っているべきなのかとか、リスク管理の強化は今後やっていきますよ、四月にコーポレートガバナンス体制の強化みたいなことをしてどうたらこうたらと言われていましたけれども、四月になつてからそうなつたといひながら、今まで、何と一・何兆円も資産を持っていないながら、そういうリスク管理がちゃんと制度化したものでやられていたかといへば、やられていないというふうには聞いていません。

今までのことを追及してもしよがないんですけれども、これは早急にそういうことを制度化していかなければならない。ただ、制度化するといひながら、これは学問の世界が相当必要だと。先ほど理系の人も必要ですねというふうに言っていましたけれども、これは学問の世界だと思いません。ただ、いろいろな学者の方々がちゃんと集まっ

て、本当に、特にこの政府系の損害保険、普通の損害保険会社ではなくて特殊な保険会社ですか、今言っていたような、ソルベンシーマージン制度をそのまま使えるとは私は思っていないけれども、何らかのそういう指標を早く生み出すべきだと。それをもつてして、今、例えば国の会計だった部分をこっちへ寄せて特殊法人化するんだ、一・四兆円になるんだ、それで引受額は十四兆円だ、これがちゃんとバランスがとれているかどうかということ、その指標があつて初めて私は審議がされるべきだと思つておられます。これがなかつたら、はつきり言つてここにいる国会議員、私も含めてですけれども、本当にこれで正しいのかどうか、まあ制度的にはどうかというのがありますけれども、やはり判断がつかないと思つておられます。

その辺について、ちょっと今長々とお話ししましたけれども、その辺、御見解をいただければと思いますので、大臣、よろしいでしょうか。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

○宮沢国務大臣 委員、まさに大変難しいお話をされているわけでありまして、例えば銀行であればBIS規制というのがあつて、最近では国債についてどうかみたいな議論をしておりますけれども、ある程度過去の経験を踏んで、株式の変動率とかマーケットリスク等々といつたいろいろなリスクを換算して、リスクをカウントして、それに対してどの程度の資本を持つていなければならないか、こういうことをやっております。また、保険についても同様なことをやっております。

そして、今回、特殊会社化するわけでありまして、国がやっていた、またその後特会がやつて独法がやつたときに比べると、やはり特殊会社の中で、リスクについて相当な、ある意味では自分たちでリスクの管理をある程度できるということは大変大事なことでありまして、そうした意味から、今NEXIにおいて、専門家も含めて、民間の手法をいろいろ勉強しながら、いろいろ検討していただいているわけでありまして。

一方で、例えば民間の保険であれば、同種の保険がたくさんあつて、その中でどの程度のリスクになるかというふうな、いわゆる大数の法則に近いような部分があるわけだけれども、恐らくNEXIの場合には大数の法則はほとんどきかないと思つておいた方がいい。また、テロとか戦争とかいう、通常計算ができない、過去も引き合いになかなかできないといつたものに付保しているということでありまして、おのずから恐らく限界はあると思ひます。

ただし、だからといって全くなしというわけにはいかないということ、やはりそれなりの蓋然性のあるものを今検討していただいて、それを意識した積立金の金額といつたものを目標に運営をしていっていただくということが大事なことだろつと思ひます。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○木下委員 ありがとうございます。

そうなんです。ぜひともここはしっかりと制度を確立して、安心した保険制度にしていかなければいけない。これだけの金額を抱えている状態になつておられますので、やはりそこは、相当難しい判断はあるかもしれないですけれども、ここはぜひとも英知を結集して、それなりのリスク管理というのを、これは本気でやつていってほしいなと。特に、会社に分かれてしまふことによつて、自由にやつてくさいといふふうにはいひながら、そこはやはり見ていく必要があるんじゃないかなと。

あともう一つ、最後、今お話しされてお思つたんですけれども、これからまさしくそうだとお思つて、普通であれば、カントリーリスクといつて、地域ごとにリスクの係数といふのがある程度設定ができるように今なつておられます。私も昔貿易をやつておりましたので、必ずカントリーリスクは勘案した状態で契約、それから保険の付保をやつていたわけなんですけれども、これから先、それだけでは多分なくなつてくるんだらうなと。国ごともしくは地域ごとのリスクじゃないリス

クも、いろいろな形で出てきています。世界各国いろいろなところで、同じ思想を持った人が同じようなテロを起こしたりとかいうこともあるわけですから、そういう世の中の変化にこれから先もつと対応していかなければいけない。

しかも、取引の金額というのは相当はね上がったるだろうし、はね上がつていかなければ我が国の発展はないといふふうには思つておられます。そのためにも、そのしつかりとした受け皿になるような、こういった保険制度の充実をぜひとも寄与していただきたいと思いますので、その辺の制度設計をぜひともよろしく願ひいたします。

以上です。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

きょうは、各党理事の御理解をいただきまして、質疑時間を前回よりも若干長目にいただきました。ありがとうございます。

それだけ当委員会としても大事な法案だといふふうに考えているということの反映だと思ひますので、大臣の方にも真摯な御答弁をいただければと思つておられます。

今までもつと議論もされてきたわけですから、今法案は、インフラ輸出といふものをめぐつて、これが政府の成長戦略の大きな柱だといふことで、NEXIも一つのツールとして大きく制度を変えていこうといふことだと思ひますけれども、安倍政権といふのは、そういう意味では、総理自身が先頭に立たれて、このインフラ輸出、海外でトップセールスをなさつておられます。中でも、原発につきましても非常に力を入られているといふふうには認識しております。宮沢大臣自身も、二〇一五年一月にアブダビでカザフスタンの大臣とお会いしているということでありまして。

そこで、原発の輸出についての現状をまず簡単に確認したいと思ひますけれども、二〇〇一年から現在まで、NEXIが引き受けを行った原子力案件の件数と実績についてお答えいただければ

と思ひます。

○黒澤政府参考人 お答えいたします。

原子力発電関係の資機材等の輸出につきましては、NEXIが貿易保険を引き受けた件数は、二〇〇一年から二〇一四年までの累計で、件数にして五十四件、保険金額は千七百十六億円でござい

ます。

○藤野委員 ありがとうございます。

資料を配らせていただいておりますが、その一は、今累計をおっしゃっていただいたんですが、その各年度ごとの細かな中身、事業地ごとの中身を示しております。

中身を見ますと、発電機とかポンプとか制御機器とか蒸気発生器とか原子炉容器、メンテナンス部品ということ、いわば単品輸出ということが中心になっていると思ひます。

二〇〇一年からの累計で、五十四件、千七百十六億ということですから、単純に割りますと、一件当たりでいうと三十二億程度ということ、そういうオーダーで、これまで原子力については付保してきた。

しかし、安倍政権のもとで、原発についてはインフラシステムそのものを輸出しようということが大きくなつていられると思ひます。インフラとなりまして、資材搬入の港湾整備とか送電網とか変電施設とか、あるいは、できた後の運転保守、人材育成、放射性物質の管理とか、まさに原子力発電をめぐる全体を一括して輸出することになると思ひます。もちろん、金額も桁違いに巨額になりますし、期間も相当長期化する。報道では、トルコの場合ですけれども、一原発当たり大体二兆円というオーダーになつてくるわけ

です。

よろしいでしょうか。

○宮沢国務大臣 まず、原発輸出に付保するということを今決めているわけではないということ、前提で申し上げなければいけないと思ひます。

我が国は、四年前の福島第一原発の事故、大変大きな災害で、まだ復旧途上にあるわけでありまして、一方、原発事故から得られた教訓というものは、もう既に幾つかございまして、そして、それらを国際社会と共有するということが、まさに原子力の平和利用に貢献していくという我が国の責務だと思ひます。

一方で、海外において、原子力発電所については、例えば、コストの観点から導入といったことを検討している国、ベトナムとかトルコでございます。また一方で、温暖化対応というようなことから原発を再度始めようとしている国、具体的に米国とかイギリスといった国でありますけれども、それらの国からは、事故後におきましても、我が国の原子力技術に対する期待の音が寄せられているということは事実でございます。我が国といたしまして、こうした相手国の事情や意向を踏まえつつ、安全性の高い原子力技術を提供していく責任があると思ひます。

そして、最初の質問にまた戻るわけでございまして、今までの単体という形で協力をすることもあれば、また、発電所全体ということも可能性としてはあるかと思ひます。

○藤野委員 今大臣おっしゃったように、単体としてもあるだろうし、全体としてのシステムも可能性としてはあると御答弁いただきました。まさにそうだと思うんです。今回、それに対応するために、さまざまな制度変更というのを行つていくというふうにも認識しております。

そして、今、原発の話をしていただきましたけれども、インフラ輸出というのは、先ほどMRJの話も出しましたが、さまざまな分野にわたつておりまして、しかも、それぞれやはり巨大だと思ひます。単体、単品に比べると、こういう巨

大なインフラ輸出というのは、やはり一握りの体力がある企業しか現状としてもできないというふうに思ひます。

この点でもちよつと現状を先に確認させていただきたいんですが、貿易保険のユーザー三十社で、保険金額、引受額に占める割合というのはどれぐらいのシェアになつていられるでしょうか。

○黒澤政府参考人 お答えいたします。

保険金額の多い上位三十社の保険金額が全体に占める割合でございますが、二〇〇九年度で八五・三％、二〇一〇年度で八二・二％、二〇一一年で八二・二％、二〇一二年で八二・四％、二〇一三年で八一・一％であります。

なお、付言いたしますと、貿易保険、今金額でございましてけれども、件数ベースで見ますと、中堅・中小企業の数は五割を上回っております。

○藤野委員 ありがとうございます。

配付資料の二を見ていただきましたが、ちよつと数字が粗くて申しわけないんですが、今御答弁いただいた数字が上の表に並んでおります。

その中身、三十社と言いましたけれども、資本金別に見たものが(3)という形で出ておりまして、一兆円以上のものが四社、一十億円以上一兆円未満のものが十二社、百億円以上一十億円未満のもの十二社ということで、ほぼ大宗をこうした資本金百億円以上の企業が占めているということになつていられるのが現状だと思ひます。

もう一つ確認したいんですが、主要国の公的保険におけるカバー率、いろいろな保険の中で公的保険がカバーしている割合というのは、主要国でいけば、それぞれどれぐらいになつてい

るでしょうか。

○黒澤政府参考人 主要先進国の貿易全体に占める貿易保険のカバー率でございますが、アメリカでは〇・三二％、イギリスでは〇・五六％、フランスで二・三五、ドイツ二・五五、これに對して日本は一〇・三一ということでございます。

なお、このように数字が大きければつく背景でございまして、これは、各国における保険の対象が異なる、あるいは企業の経営判断の違いによるものと考えております。

例えば、ヨーロッパにおきましては先進国向けの短期輸出保険が非常に発達しておりまして、基本的に民間によつて提供されておるため、公的保険は少ないと認識しております。

○藤野委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、オーダーでいうと一桁ぐらい違うんですね。日本は、民間の保険というよりも、公的保険でさまざまなリスクをカバーしている割合というのが全貿易保険の一〇・三二と申し上げたと思ひます。

○黒澤政府参考人 保険料率は、保険商品がいろいろ違ひますし、対象国、対象企業のリスク、あるいは保険機関によつていろいろ区々になつておりますから比較は非常に難しいですけれども、試算といたしまして、主要先進各国の保険機関の一年間の引受保険額全体に対する総収入保険料の比率という形で見ますと、アメリカでは〇・八七、イギリスでは五・二八、フランス三・九九、ドイツ二・三四。これに對して、日本は〇・三八という数値でございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

ですから、これも非常に日本は特殊なんですね。日本は公的保険のカバー率が非常に高い。つまり、保険の中でほかの国なら民間保険が見えるような分野や契約でも公的保険がカバーしている。にもかかわらず、その保険料というのは非常に安い。アメリカは〇・幾つかですけれども、フランス三・九九とかイギリス五・二八、ドイツ

二・三四に対して日本は〇・三八ということ、格安で保険が受けられるという状況になっております。

そのもとで、一番初めに確認したように、利用企業の八割近くが資本金百億円以上の大企業ということになっている。ですから、これを今使っている八割以上の企業にとっては、広く見てくれるし保険料は安いというところで、現状で大変使い勝手のいい制度になっていると思うんです。

問題は、今法案が、こうした一握りの企業が、インフラ輸出という大きな、ロットの違う巨額の保険、これは非常にリスクが大きい、しかしこれに取り組もうということ、さらにNEXIの経営の自由度を高めようという中身になっているということだと思ふんですね。特に原発でいいますと、本当に全くやめちゃうというリスクがほかのインフラ輸出に比べても多いと思うんですけれども、そうしたことも、いや、そのリスクを気にせずにどんなにけるよ、こういう中身になっているんじゃないかということ、ちょっと具体的に見ていきたいと思うんです。

先ほど来出てきておりますけれども、今回、貿易再保険特会を廃止して、履行担保制度を創設される二十八条でなっております。しかし、これはどのようなものかということ聞いて本当にびっくりしたわけです。

現行制度は、特会ですから、野方図な保険引き受けによつて最終的な国民負担が生まれないようにさまざまな歯止めを設けているんですね。例えば、あらかじめ国会の議決を経た金額での再保険の契約締結義務を課して、契約はその金額を超えてはならないとされているとか、あるいは、さまざまな一時借入金もNEXIがやる場合も、野方図にできないように限度額が定められているとかいう取り決めが今の制度としてございます。

配付資料の三は、その限度額の一つでありまして、普通貿易保険からさまざまな保険がだあつたあるわけですが、それぞれ上限が決められていて、それを超えるものはやってはならぬよと

いうふうになっているわけでありまして。

つまり、野方図な国民負担にならないような歯止めがあるわけですが、新設される履行担保制度というのは、条文を読みまして、「予算で定める金額の範囲内」必要な財政上の措置とあるだけでありまして、こういう限度額とかは全然ないわけです。

大臣にお聞きしたいんですが、これをもしやつてしまうと、国民負担がふえないための歯止めをなくしてしまうわけですから、これは歯止めがなくなってしまうということなんじゃないでしょうか。

○宮沢國務大臣 現行のNEXIは今、特別会計予算というものを背景にして限度額が抑えられているわけでありまして。

今後の話といたしましては、大きな方向性については政府が決める。そして、まさにNEXIに機動的に運営をしていただく。個別案件は基本的にはNEXIが判断いたしますが、一方で、それぞれ国策的に必要なもの等々については、当然政府とも相談をして決めていく、こういうことになろうかと思ひます。

そして、財政的な歯止めといった意味では二つありまして、政府が債務保証、要するに政府の保証をつけることができるということ、また、交付金という形で一般会計から支出をするという場合と二つありますが、そういう事態が生じて必要なときには、両方ともにこれは国会の議決対象というところでございますので、国会の縛りがかかっている範囲でしかできないということでありまして。

○藤野委員 それは、二十八条に確かに予算の範囲内と書いてありますので、予算ということですが、現行法にあるようなこういう限度額という形で明確な、非常に明確な、金額まで指定した歯止めというのがなくなるといふことで、これはやはり今までは歯止めといふ点で大きな違いがある、抜け落ちていくといふことと言わざるを得ないと思うんです。

特殊会社が変わることなんです。今ある特殊会社の中で、こうしたまさに予算の範囲内で幾らでもといたしますが、先ほど青天井というお話がありましたけれども、見てもらえるような履行担保制度なるものを持つて特殊会社というものはほかにあるんでしょうか。ちよつとこれは通告していないかたもありませんか。

○宗像政府参考人 お答えいたします。森林保険、財団の形で行つていっているものはございますけれども、特殊会社というものは、ほかに例はございません。

○藤野委員 ありがとうございます。そうなんです。国立研究法人森林総合研究所というのがこの制度を持つていっているんです。それが、いわゆる政府出資の特殊会社としては持つていないということでありまして、まさに唯一の機能がNEXIに与えられる。

特殊会社というのが今二十四個あるうち、全額出資、要するに一〇〇%出資というのは十一ある。これは日本郵政とか、東日本、中日本、西日本高速道路会社とか、こういうところは一〇〇パーなんですけれども、この一〇〇パーやつてい

る十一の中でも、資金面で優遇されているというのほさらに絞られている。どういふところかというのと、例えば先ほど来出ているJBIICとか新聞西国際空港などは、いわゆる有名な一般担保つき社債というのが発行を認められる。だから、資金調達面で、いわゆる四つの会社がこの一般担保つき社債の発行を認められる。

今回、NEXIも認められるということになるわけですが、NEXIは、この四つの会社すら持つていない新たな手当てとして履行担保制度というのが受けられることになるということ、ですから、多々ある特殊会社の中でもまさに唯一無二の存在になる。非常に手厚い、資金調達面でも最後の出口の面でもバックアップを受けられるということ、やはり極めて特殊な会社をつくらうといふこと、やはり私には思ふんです。

問題は、問題はどうか、もう一つこれとセツトになるんですが、これだけ財政上の優遇が与えられるにもかかわらず、国民への情報公開という点ではむしろ後退するといふ側面が今回の改正で出てくると思うんです。

といひますのは、今NEXIは独立行政法人です。独立行政法人というのは、仕組みとして、大臣のさまざまな評価とか、あるいは中期計画、あるいは中期目標というのが公表を義務づけられております。これを通じて、業務内容や人件費などについて、こうしたさまざまな資料もつくられて、公表が義務づけられていた。

しかし、改正案によつて、独立行政法人じゃなくなります。会社法の適用を受けるのでありますけれども、要するに、前回と同じレベルで公表が義務づけられるのは、先ほどお話があつた引き受け基準とか再保険基準に限られてしまうということになって、これまで業務内容や人件費など、こうした内容が、公表していただかなくなつてしまふといふことで、財務面では非常に優遇されるし、経営の自由度も与えられるのに、国民への情報開示はむしろ狭まつてしまふ。大臣、これはちよつと逆なんじゃないでしょうか。

○宮沢國務大臣 財務面で優遇されるということをおっしゃつていられるわけでありまして、NEXIの場合は、基本的に保険料をいただいて、そして保険事業を営むということでありまして、国費が入る予定というものでなくて、通常はまさに保険料をいただいて事業を行つていくということでございますから、恐らく少し違ふらうといふふうには思ひます。

そして、過去において、中南米債務危機等々といふことで、相当な金額の保険を支払わなければいけなかつたといふことがあつたことも事実でありまして、それへの備えとして、まさに一般会計から交付ができるような制度で担保をしてある。しかし、この制度につきましても、まさに事前に、予算をもつて国会で議決をしていただかなければそれが実行できない、こういう縛りがある制度であります。

二二

○藤野委員 今二つのことをおっしゃって、それがちよつとあれなんですけれども、まず前半の方について言えば、保険料をいただいているから民間に近いという趣旨なのか、ちよつとよくわかりませんでした。

先ほど、田嶋委員の質問でしたか、お答えになつたように、NEXIの案件では、要するに単独の付保というのではない、再保険と必ずセットだとおっしゃったんですね。ですから、単独だけでやっている世界をずつとやっているんなら今の話は通るかもしれないけれども、全案件が再保険とセットなわけですから、これは通らないと思ふんですね。

しかも、これからは、単品輸出じゃなくて、システム輸出という非常に巨額で、かつ、原発でも、いつ、はい、やめましたといつてキャンセルになるかもしれない案件まで抱え込んでいくというもとの話ですから、それは、一方ではそのリスクは見ますよと言っただけで、他方で国民への情報開示は後退しますよという話は通らないと思ふに思います。そういう意味ではこれは問題だと思ふんですね。

大臣に具体例をちよつと御紹介したいんですけども、これは事前にいろいろレクさせていたのだと、配付資料の二で、資本金、(3)で兆が四社というふうにあるんですが、これは前回まで三社だったんですね。一社ふえたということ、これは一社どがふえたんですかと言いますと、個社名は出せませんと言つたので、個社名を出せないなら業種はどこなんですとかというふうに聞いても、これは初めの方、なかなか出さなかつたわけでありまして、頑として答えないとすることがありまして、やはり現在、独法の今でさえこういう状況なんです。

ですから、これが株式会社になれば、一層出てこないおそれというのが出てくるというふうな思ふわけで、やはりこうした情報開示、巨額のリスクを負うことになれば、国民の負担が最終的にふえるリスクも高まるというわけでありまして、

これはやはりしつかり開示をすべきじゃないかと思ふんですけども、その方向性について、大臣、お願いします。

○宮沢国務大臣 やはり各会社側からすれば、まさに企業戦略の一つでありますので、名前を出してほしくないという意向というのは恐らくあるんだらうと思つておりまして、独法であれ、また株式会社であれ、なかなかそこまでお示しするわけにはいかないんだらうというふうに思います。

○藤野委員 しかし、民間・民間ならわかるんですけれども、最終的に公的な負担制度も一緒にくつてセットでやっているわけですから、そこはやはり普通の話ではないか、これはNEXIが出されている年次報告書でも、主な引き受けプロジェクトといつていろいろ個社名が出ているんですね。個社名をばばん出してはいるわけですから、一般論として、出せないというのは私はやはりおかしいと思ひます。やはり国会がそういう形で正式に資料請求をしているわけですから、これはしつかり出してほしい、大臣にもぜひ再考していただきたいというふうに強く求めたいと思ひます。

そして、もう時間も大分なくなつてきましたけれども、私が大それたと思うのは、先ほど来議論も出ております、積立金がかかりある、特別会計と自社の分を合わせれば一兆三千億円という話もあるわけですね。

今回、特別会計を閉じるという大変大きな改正であります。本来であれば、これまでの業務は一体どうだったんだらうということをしつかり総括なり検証なりして、その上で組み立てを考へられるなり、いろいろな会社にするなりということをやすべきじゃないかと思ふんですが、そういう検証というのはいくらもやられたらいいと思ひます。

○宮沢国務大臣 どんな検証を、もしもやつたとしても、基本的には、行政改革の流れの中で、特別会計というものは必要最小限にすべきだ、こういう流れの中で二十年、二十年、いろいろな作業が進んできておりました。

そういう中で、今回、NEXI自体で一括して経理をすれば、それである意味ではわかるわけでございまして、特別会計自身もなくなつても業務ができるということを判断して、廃止することになつたということでありまして、

○藤野委員 廃止するのはいいんですけども、要するに、これからの貿易保険は何を担うべきかという議論をした上で、検証を経て、それにはお金がどれくらい必要だねという議論ならまだわかるんですけども、そうしたことがやはり国民には見えにくい、一兆三千億円が丸ごと引き継がれる。全く理由がよくわからないんですね。

ほかの特別会計なら、縮めるときに、例えば半分は国庫に、一般会計に返納しようとか、三分の一は国庫に返納しようとか、よくある話であつて、そうした議論もなく、NEXIについては横滑りという形でこうした巨額のお金が行つてしまふというの、やはり説明責任として十分じゃないというふうな思ふんですね。

一兆三千億円というのは大きいように見えますけれども、先ほど、トルコの原発、一原発だけで二兆円というお話もあるわけ、そうしたことを一特殊会社が本当にやるのかということも含めて、一体どこで議論してどう結論が出たのかということが全くわからない現状、だということに思ひます。

そして、再保険制度でいいますと、今までなら、海外への企業のいろいろな輸出、そもそも輸出を応援すれば、回り回つていいと思います、国内の中小企業の利益になっていくという経済構造はあつたというふうにも思ふんですね。しかし、今や、輸出を応援しても国内への波及というのが見られないということが、政府のさまざまな白書でもる分析され、指摘をされている。要するに、経済構造が変わつてきているというふうな思ふんですね。

こういうも、では、輸出をささんさん、また

これから先、応援するんだという認識なのか。そういう認識だと、やはりこれは本時代に合わないし、構造変化に合わないというふうな思ふんですが、大臣、この点についてはいかがでしょうか。

○宮沢国務大臣 先ほど政府参考人から答弁がございましたように、企業数でいいますと中小企業が半分使つていて、企業数でいいますと中小企業が今後につきましても、中小企業にまさに輸出の主役になつていただくといった意味でいろいろ政策的な支援をしていくということでありまして、大企業に偏つたということではないわけでありまして、

一方、まさに最近の円安にもかかわらず日本からの輸出がふえない等々といった問題があつて、それは海外にかなり生産が行つてしまつていゝる等々の問題もございまして、一方で、国内で生産しているものにつきましても、かなりのいろいろな関連の産業におきまして、やはり、納入業者があつて、下請構造等々があつてお金が行つていくこともまた事実でございますので、一概に日本の中小企業のためにならないというわけではないと思つております。

○藤野委員 最後にありますけれども、大臣がさう言つてもやはり納得できないんですね。経済構造が変わつていくもので、なぜ輸出を応援するのかという議論をしつかり積み重ねた上ならわかるんですけども、そういうものが全く見えない。見えないにもかかわらず、さまざまなリスクをNEXIが負う、限度額も外す、そして国民への情報開示もなくなつていくというもので、結局、インフラ輸出という、これが先にあつて、これをJBIICと並んでNEXIもその一翼として大いに支えていくというじゃないか、それが先にあつてのこういう法改正だと考えざるを得ないというふうな思ふんですね。

それでは、やはり再保険制度そのものの意義、再保険制度というのは私は重要な意義があると思ふんですね。現在のNEXIの経営方針、一番目

に掲げられているのは、いわゆる公共の立場から、事業を通じて、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するというのがNEXIの経営方針に掲げられているわけで、こうした点から見て、今回のようなインフラ輸出ありきの改正というのは容認できないということを強く述べて、質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

きょうも質問の時間をいただきました。ありがとうございます。

本法の改正で、日本貿易保険、NEXIを株式会社化、特殊会社化すること、経営の自由度を上げる、効率性や機動性を高めるんだということがうたわれているわけですが、一方で、今回新設される条文で、国が貿易保険の引き受け基準を定める、あるいは十六条で、重要案件とか巨額案件については経産大臣が意見を述べるなど、国の政策意図を反映させるんだということもうたわれているんですけども、その自由度を高める、機動性を高めるということ、国の政策意図を反映させるんだと、相矛盾する印象も受けるんですけども、一体どちらが狙いなのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮沢国務大臣 現状を申し上げますと、これまでのこの委員会の議論にありましたように、全てについて再保険を掛けているということでありまして、ある意味では一挙手一投足を国がチェックするような、こういう体制であったわけでありまして。

そして、今回の改正におきまして、まさに機動性を高めて、特殊会社という中で経営判断の幅を広げながら機動性を高めていく組織にしていかなければいけない。ただし一方で、貿易保険につきましましては、日本からの輸出や海外への投融資を促進する公的な制度であるという性格は変わっておりません。

貿易保険を担うNEXIがこうした国の政策実施機関であるという位置づけの中で、大きな方向

については国がやはりお示しもしなければいけないし、重要案件についてはいろいろ御相談をしていかなければいけない場合も出てくる。大きな方向としては機動性を高めていただきますけれども、やはり政策金融機関であるという性格は変わらないという中で御提案をしている制度でございます。

○野間委員 ということは、従来よりは、多少、自由度、効率性、機動性は高まるんだということによろしいわけですね。

続いて、今回、第二十八条で履行担保制度が規定されましたけれども、きょうの質疑の中でも出ておりますが、要するに、この貿易保険が巨額の保険金支払いなどで最終的にどうしようもなくなつた場合、国の予算からそれを払うということ規定しているわけですが、今までも、一時、九〇年代も七千億近くの借り入れをして、これを順次返していつているわけですが、今回も、明文の規定はありませんが、これはあくまで借り入れて国に返していくんだということではないんですか。

ただ借りましたまま、あるいは、もう国が全部、国民が負担するんだという結論ではなくて、必ずこれは返していくんだということによろしいんですか。明文の規定が二十八条にはないものから、そこをちよつと確認したいと思ひます。○宗像政府参考人 御指摘のとおり、結論としては、返していくと明文の規定はございませんし、それから、具体的な返済期限で幾ら幾らということが通常の債務のように決まっているわけではございませんけれども、収支相償の考え方のもとで、財政当局との調整を経まして返済をするということでございます。

○野間委員 わかりました。

最後の質問になりますけれども、今回の改正で、海外事業資金貸付保険の適用範囲が本邦法人もしくは本邦人ということで適用範囲が広がるわけで、三菱航空機、MRJのリース事業が適用さ

れるということが想定されているわけですが、このライバル社ですね、ブラジルのエンブレ社とかカナダのボンバルディア、こういったライバル国、ライバル企業から、既にちよつとブラジルから、WTO協定が禁止している輸出補助金に類似するような、この輸出保険、こういうことがあるんじゃないかという問い合わせも既に来ているということも言われておりますけれども、これはそういうことではないということであれば、そうでないということの国際的な何か取り決めがあるのか、あるいはその反論の論拠はどういったものがあるのか。せつかくMRJ、日の丸航空機、世界にこれから飛ばたいいくわけですから、そういう疑義がない形で事業がいくといいんですけども、教えていただきたいと思ひます。

○宗像政府参考人 お答えいたします。WTOの補助金協定につきましては、貿易保険の提供は、保険期間や保険料率等の条件がOECDの輸出信用アレンジメントの規定に合致する場合は、輸出補助金とみなされないということになっております。

ブラジルのまさにエンブレとカナダのボンバルディア、この両社が航空機に対する補助金ということと長い間戦つたわけですが、その両社が、OECD信用アレンジメントの航空機セクター了解を改定するというところで、しかも、その了解にブラジルが今まで参加していなかったのが参加したということを決着をいたしました。

今後は、貿易保険によつて航空機の輸出を支援するに際しましては、もちろんこの航空機セクター了解に従うこととしておりまして、仮に、他国から何かそういう指摘があつたとしても、十分に反論できると考えております。

○野間委員 わかりました。

ありがとうございます。終わります。

○江田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る十九日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

日本貿易保険が引受を行った原子力案件(2001～2014年度)

(保険金額 単位:億円)

仕向 事業地	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数
アジア	80.9	3	73.7	3	12.8	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
ヨーロッパ	0.0	0	0.0	0	46.0	2	16.9	1	0.0	0	75.6	3	48.9	1	0.0	0
北米	0.0	0	0.0	0	62.3	5	122.9	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
中米	0.0	0	0.2	2	0.1	1	0.3	1	0.2	1	0.5	2	0.2	1	0.0	0
合計	80.9	3	73.9	5	121.3	9	140.1	4	0.2	1	76.0	5	49.1	2	0.0	0

仕向 事業地	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		合計		主な輸出品目
	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	保険金額	件数	
アジア	100.1	2	634.4	8	127.3	3	93.5	2	0.0	0	0.0	0	1,122.7	22	発電機、ポンプ、制御機器
ヨーロッパ	0.0	0	0.0	0	0.0	0	206.5	2	9.7	1	0.0	0	403.7	10	蒸気発生器、原子炉容器
北米	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	185.2	7	蒸気発生器、原子炉容器
中米	0.2	1	1.3	2	0.0	0	1.5	3	0.0	0	0.3	1	4.9	15	メンテナンス部品
合計	100.3	3	635.7	10	127.3	3	301.5	7	9.7	1	0.3	1	1,716.5	54	

注)
・四捨五入の関係で、合計と内訳の数字の合計が合っていないことがある。

出典：経済産業省提出資料より作成

(2) 引受保険金額の総額に占める各年度の引受保険金額上位30社の引受保険金額の割合

年度	2009	2010	2011	2012	2013
上位30社の保険金額(兆円)	7.0	7.1	7.0	6.9	6.8
総保険金額(兆円)	8.2	8.6	8.5	8.4	8.4
割合	85.3%	82.2%	82.2%	82.4%	81.1%

(3) 上位30社の資本金別内訳

1兆円以上	4社
1000億円以上～1兆円未満	12社
100億円以上～1000億円未満	12社
10億円以上～100億円未満	2社
3億円以上～10億円未満	6社
3億円未満	6社

(4) 上位30社の業種別内訳

銀行4社、商社13社、製造業9社、エンジニアリング3社、その他1社

(再保険契約の限度額)

第17条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成27年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

(限度額 単位：千円)

特別会計	根拠規定	限度額
貿易再保険	「貿易保険法」	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額
		普通貿易保険 42,500,000,000
		出資外国法人等貿易保険 850,000,000
		貿易代金貸付保険 2,000,000,000
		為替変動保険 60,000,000
		輸出手形保険 1,770,000,000
		輸出保証保険 170,000,000
		前払輸入保険 100,000,000
		海外投資保険 2,250,000,000
		海外事業資金貸付保険 7,620,000,000
	独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 1,260,000,000	

出典：財務省『平成27年度特別会計予算(平成27年度特別会計予算参照書添付)』
第189回国会(常会)提出』の「予算総則」より抜粋、作成